

サークル・同好会 立上げのてびき

岐阜大学学生支援課学生支援係

1. 団体設立の手順

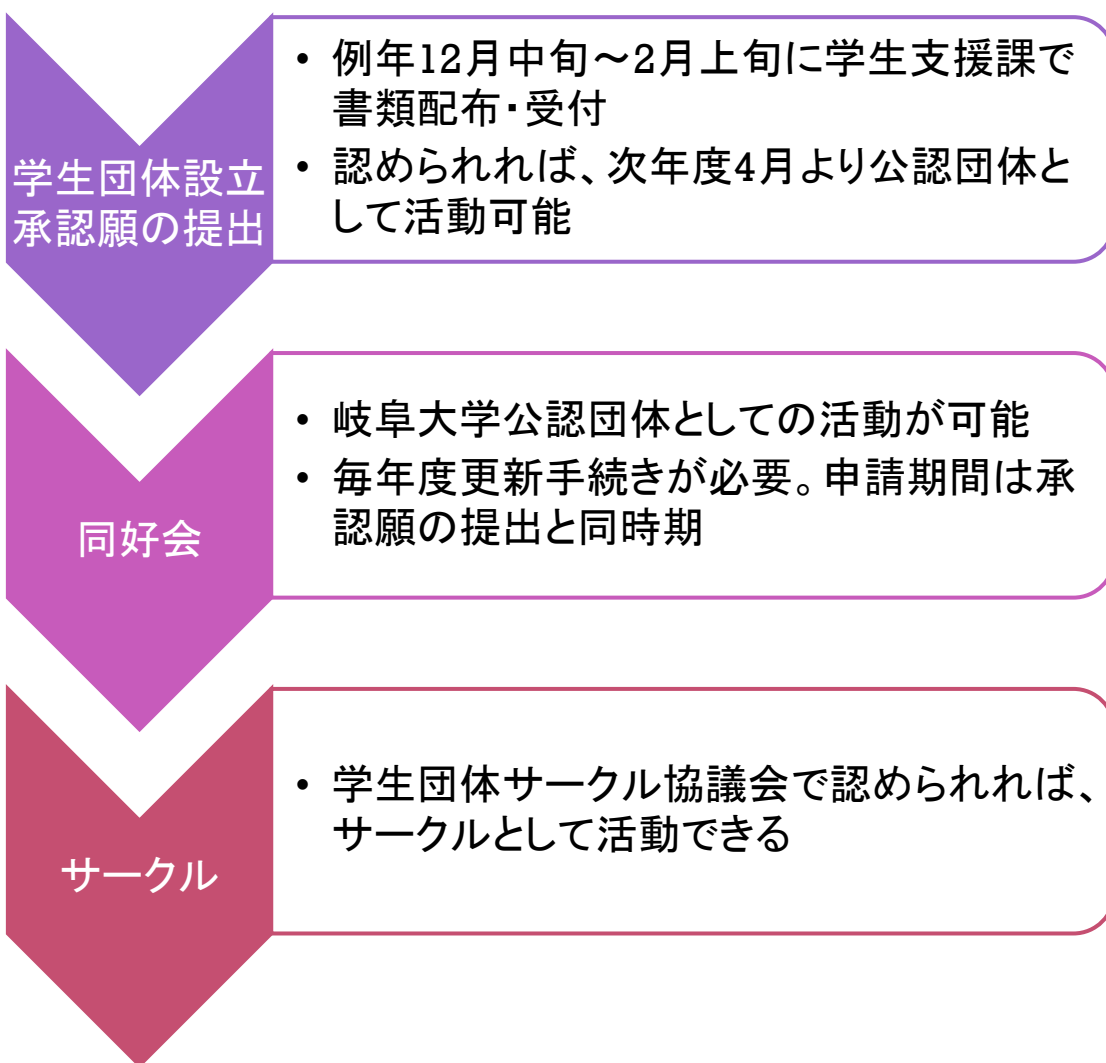
岐阜大学には約120のサークルと同好会があります。

新規に団体を結成する場合は、まずは同好会からのスタートとなります。

岐阜大学公認同好会として1年活動したのち、学生で構成されるサークル協議会で認められると、サークルとなることができます。

以下、同好会結成を基準として説明します。

団体設立のながれ



2. 団体設立に必要な要件

同好会として認められるには以下の点を満たしている必要があります。(これらの項目を満たしているからと言って、必ずしも認定されるとは限りません。)



・3人以上のメンバー

団体構成には、責任者として、1名の代表と2名の副代表が必要です。

・顧問教員

団体構成には、顧問教員が必要です。顧問教員は、学生が団体活動で学生支援課に書類を提出する際に署名と押印をしたり、学生団体の活動を監督する役割が求められます。顧問教員は、常勤の教員(特任教員を除く)に依頼してください。

・永続性のある学年構成

設立願は12月に提出し、翌年度設立が認められるため、例えば、12月時点で学部4年生3人という構成では、認められません。(翌年度全員卒業してしまうため)

・既存団体との差別化

目的が同じ団体を複数認めることは、活動場所の減少にもつながるため、安易に認めることができません。既に結成したい団体が存在している場合は、その団体に加入しましょう。

・活動場所の確保

現在部室は全て満室となっており、新規団体にあてることができません。文化系であれば、学生会館、体育系であれば、運動施設を申請して、他団体と共同で使用してもらいます。

・団体規約の作成

申請時に団体規約を作成・提出する必要があります。

+α 現在までの活動実績

これまでに活動してきた実績がある場合は、活動実績を積極的にアピールしてください。

3.公認団体になる利点

- ・大学会館、体育施設を予約して使用することができる。
- ・荷物搬入目的でのサークル枠入構許可申請1台ができる。
- ・課外活動目的専用の印刷室を使用することができる。
- ・勧誘の際に公認団体であることの信用を得られる。
- ・課外活動中にけがをした際、学研災・学研賠の対象となる。(その他適用条件があります。)

この案内は、サークル・同好会を作成したいと考えている学生に、基本として知ってもらいたいことをまとめたものです。ここに書いてある内容がすべてではありませんので、一度学生支援課窓口にご相談に来てください。

岐阜大学学生支援課学生支援係 058-293-2148(サークル担当)

2018.9.1